三十七　指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービスのイからニまでの注13の厚生労働大臣が定める者
次に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ次に掲げる者
イ　視覚障害　点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者
ロ　聴覚障害又は言語機能障害　手話通訳等を行うことができる者
ハ　知的障害　知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十四条各号に掲げる者又はこれらに準ずる者
三十八　指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービスのイからニまでの注15の厚生労働大臣が定める者
指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（指定地域密着型サービス基準第百三十条に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。）を利用する期間中において、指定地域密着型サービス基準第百三十六条第三項第三号に掲げる厚生労働大臣の定める基準に基づき、利用者が選定する特別な居室の提供を受けたことに伴い必要となる費用の額の支払を行っていない者
三十九　指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービスのヲの注の厚生労働大臣が定める療養食
第十八号に規定する療養食
四十　指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービスのワの注の厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者
次のイからハまでのいずれにも適合している入所者
イ　医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。
ロ　入所者又はその家族等の同意を得て、当該入所者の介護に係る計画が作成されていること。
ハ　医師、看護師、介護職員等が共同して、入所者の状態又は家族の求め等に応じ随時、本人又はその家族への説明を行い、同意を得て介護が行われていること。
四十一　指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービスのヨの注の厚生労働大臣が定める者
次に掲げる要件を満たす者
イ　在宅生活を継続する観点から、複数の者であらかじめ在宅期間及び入所期間（入所期間が三月を超えるときは、三月を限度とする。）を定めて、当該施設の同一の個室を計画的に利用している者であること。
ロ　要介護状態区分が要介護三、要介護四又は要介護五である者であること。
四十二　指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービスのレの注の厚生労働大臣が定める者
第三十四号に規定する者
四十三　指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費のイの注5の厚生労働大臣が定める疾病等
第四号に規定する疾病等
四十四　指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費のハの注の厚生労働大臣が定める登録者
第三十二号に規定する登録者
四十五　指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費のニの注の厚生労働大臣が定める状態
第六号に規定する状態
四十六　指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費のトの注の厚生労働大臣が定める区分
イ　特別管理加算(I)　第六号イに規定する状態にある者に対して指定複合型サービス（指定地域密着型サービス基準第百七十条に規定する指定複合型サービスをいう。ロにおいて同じ。）を行う場合
ロ　特別管理加算(II)　第六号ロ、ハ、ニ又はホに規定する状態にある者に対して指定複合型サービスを行う場合
四十七　指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費のチの注の厚生労働大臣が定める状態
第八号に規定する状態
四十八　指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十号）別表指定居宅介護支援介護給付費単位数表のロの注の厚生労働大臣が定める基準に適合する場合
次のいずれかに該当している場合
イ　新規に居宅サービス計画（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十三項に規定する居宅サービス計画をいう。）を作成する利用者に対し指定居宅介護支援（同法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。ロにおいて同じ。）を行った場合
ロ　要介護状態区分が二区分以上変更された利用者に対し指定居宅介護支援を行った場合
四十九　指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表（以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。）の介護福祉施設サービスのイ及びロの注13の厚生労働大臣が定める基準に適合する視覚障害者等
第三十六号に規定する視覚障害者等
五十　指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注13の厚生労働大臣が定める者
第三十七号に規定する者
五十一　指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注15の厚生労働大臣が定める者
平成十七年九月一日から同月三十日までの間において、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）第九条第三項第三号に掲げる厚生労働大臣の定める基準に基づき、入所者が選定する特別な居室の提供を受けたことに伴い必要となる費用の額の支払を行っていない者
五十二　指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのヌの注の厚生労働大臣が定める療養食
第十八号に規定する療養食
五十三　指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのルの注の厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者
第四十号に規定する入所者
五十四　指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのワの注の厚生労働大臣が定める者
第四十一号に規定する者
五十五　指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのカの注の厚生労働大臣が定める者
第三十四号に規定する者